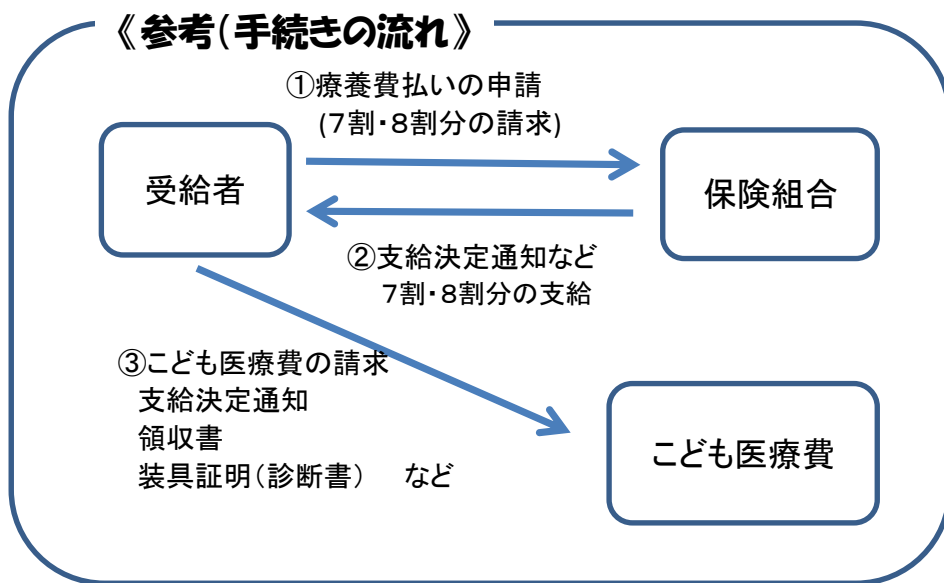


# 治癒用装具・コルセット・治癒用メガネ の申請方法について

加入している健康保険組合で療養費（7割、8割分の請求）の手続きをした後、次の書類をそろえて申請してください。

※健康保険組合への手続き方法については加入している保険組合へお問い合わせください。



## ③こども医療費の請求 (詳細)

右の欄にある1～4の  
書類を提出して下さい。

- 1.こども医療費支給申請書  
(クリーム色)
- 2.健康保険からの  
支給決定通知
- 3.領収書(コピー可)
- 4.装具証明や診断書等(コピー可)



●こども医療費の振込については、申請書を提出した翌月末日の振込になります。

郵送や地区センター等に提出した場合、こども支援課に申請書が届いた日の翌月末以降の振込みになりますのでご注意ください。

狭山市役所こども支援課

04-2953-1111

内線 1538